

# 胎内市新型インフルエンザ対策行動計画

胎 内 市

平成21年3月

# --- 目次 ---

## <総論>

はじめに	1
I 基本的考え方	2
II 新型インフルエンザの流行予測	2
III 新型インフルエンザの発生段階と危機管理体制	2～6

## <各論>

IV 発生段階別対策	8～30
前段階    未発生期	8～11
第一段階    海外発生期	11～14
第二段階    国内発生早期	15～18
第三段階    感染拡大期	18～23
第三段階    まん延期	23～28
第三段階    回復期	28
第四段階    小康期	28～30

## 参考資料

用語解説	31～33
------	-------

# < 総論 >

## はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。そして、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

平成15年(2003年)11月以降、タイ、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアや中国において、通常ヒトには感染することがない鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1亜型)に387人が感染し、これまでに245人の死者が出ています(2008年9月10日現在)。これまでのところA/H5N1亜型は、ヒトからヒトへの感染は限定的で、効率的・持続的な感染は確認されていませんが、ヒトからヒトへ感染するウイルス(新型インフルエンザウイルス)へと変異する可能性が高まっています。一旦新型インフルエンザが発生すると世界的な流行(パンデミック)を引き起こす危険性があります。そのためWHO(世界保健機関)では、従前のインフルエンザパンデミック計画を平成17年5月に、世界インフルエンザ事前対策計画として改訂し、WHO及び各国の対応が示されました。厚生労働省では、新型インフルエンザの発生及びまん延防止のために、平成17年10月には、新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、11月にその対策のための行動計画を策定しました。さらに、平成20年4月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」が成立し、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ対策の強化が図られました。今回、国ではこれらの法改正や更なる科学的知見の蓄積を踏まえ、行動計画について抜本的な改定を行い、新潟県においても平成21年3月「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画(以下「県行動計画」という。)」の見直しを行いました。

胎内市では、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安全・安心な暮らしを確保する必要があるため、国、県の行動計画と整合性を保ちつつ「胎内市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を推進することとしました。

## I 基本的考え方

新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現を阻止することは不可能である。また、地球規模でヒト・モノがダイナミックに動いている時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、わが国への侵入も避けられないと考えられます。

したがって、新型インフルエンザ対策の目的は、新型インフルエンザの出現を可能な限り防止し、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、流行時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らせないことです。

このため、発生・流行時に想定される状況を念頭に置き、新型インフルエンザの発生に係る段階毎に、本市における行動計画をあらかじめ確立しておく必要があります。また、この行動計画を事前に関係者に広く周知し、具体的な行動を速やかに行うことができるよう準備しておく必要があります。

本行動計画は、国、県の行動計画との整合性を保ちつつ、胎内市の新型インフルエンザの行動計画を①計画と実施体制、②情報の収集（サーベイランス）と情報提供、③予防とまん延防止、④医療、⑤社会生活の維持の5つの項目について定めるものであり、各種ガイドラインや「胎内市新型インフルエンザ対策マニュアル」等を基に具体的な対応をとっていくものとする。

なお、新型インフルエンザの流行（パンデミック）は必ずしも完全に予測されたように展開するものではないことが想定されることから、常に「胎内市新型インフルエンザ対策行動計画」、「胎内市新型インフルエンザ対策マニュアル」を見直し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

## II 新型インフルエンザの流行予測

過去における新型インフルエンザについては、大正7年(1918年)にスペインインフルエンザが、昭和32年(1957年)にアジアインフルエンザが、昭和43年(1968年)に香港インフルエンザが出現している。

近年、鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染が世界各地で起こっていることから新型インフルエンザの発生が懸念されている。

ここでは、海外で新型インフルエンザが発生し、日本への流入が避けられず、大規模な流行が起こるという想定のもとに予測を行った。

人類が経験したことのない新型インフルエンザが出現する蓋然性は高まっている。この場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなり、近年の都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送、交通網の発達などにより、過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予想される。

### Ⅲ 新型インフルエンザの発生段階と危機管理体制

#### 1 発生段階の基準と危機管理体制

本行動計画においては、発生状況に応じた対応策を講じるため新型インフルエンザの発生段階を以下のように設定した。以下の基準を一応の目安とするが、実際の運用について患者の発生状況、病状及び専門家等の意見を踏まえ、その都度決定する必要がある。

国行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類していますが、本市ではより分かりやすいように平常時（国フェーズ1・県レベルI）を除き、前段階〔未発生期〕から第四段階〔小康期〕までを7段階に分類しました。

なお、終息に向かっていたものが上昇に転じた場合は再燃したものとし、該当する発生段階に戻して対策を講じる必要がある。

また、本市は各発生段階に対応した以下の組織を中心に危機管理体制をとる。

#### 1 前段階・・・未発生期

〔状態〕 新型インフルエンザが発生していない状態。

〔目的〕 発生に備えて体制の整備を行う。

関係各課(局)支所での対応

#### 2 第一段階・・・海外発生期

〔状態〕 海外で新型インフルエンザが発生した状態。

〔目的〕 国内発生に備えて体制の整備を行う。

胎内市新型インフルエンザ危機警戒本部の設置【本部長：副市長】

#### 3 第二段階・・・国内発生早期

〔状態〕 国内で新型インフルエンザが発生した状態

〔目的〕 国内での感染拡大をできる限り抑える。

胎内市新型インフルエンザ対策本部の設置【本部長：市長】

#### 4 第三段階・・・感染拡大期

〔状態〕 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態。

〔目的〕 1 健康被害を最小限に抑える。

2 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。（第三段階共通）

#### 5 第三段階・・・まん延期

〔状態〕 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。

#### 6 第三段階・・・回復期

〔状態〕 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態。

## 7 第四段階・・・小康期

〔状態〕 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

〔目的〕 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

(胎内市地域防災計画における庁内体制を準用)

## 2 庁内各課(局)支所等の連携

新型インフルエンザが発生した場合には、各課(局)支所等が連携を取りながら、「胎内市新型インフルエンザ対策本部」で決定される対策を実施する。

各課(局)支所等においては、あらかじめ所管する事務に応じた新型インフルエンザへの対応策等を明確にしておくとともに、職場における感染防止策や重要業務の継続、不要不急の業務の縮小についての業務継続計画を策定する。

## 3 行動計画の主要5項目

胎内市の新型インフルエンザ対策は、国、県の行動計画に基づき、1) 計画と実施体制、2) 情報の収集(サーベイランス)と情報提供、3) 予防とまん延防止、4) 医療、5) 社会生活の維持の5項目に分けて、各発生段階における対策を立案した。各対策の内容を以下に示します。

### 1) 計画と実施体制

新型インフルエンザ対策の目的は、パンデミック出現時における健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能の破綻を防止して社会活動を維持するという危機管理にある。この危機管理に的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく必要がある。

また、新型インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスとヒトインフルエンザウイルスが再集合すること等により変異し、出現していることから、特に公衆衛生部門と家畜衛生部門との緊密な連携が求められる。さらに、パンデミック時には、社会機能を維持するため、全庁一丸となった取り組みを推進する。

このため、新型インフルエンザ庁内連絡会議などの枠組みを通じ、関係部局における認識の共有を図るとともに、関係部局間の連携を確保し、一体となった取り組みを推進する。

### 2) 情報の収集(サーベイランス)と情報提供

新型インフルエンザの流行に備えた体制を速やかにとるためには、新型インフルエンザが出現したことをいち早く察知する必要がある。そのためのサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに入手することが重要である。

入手すべき情報として、感染症発生動向調査による患者発生の動向、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス、豚におけるインフルエンザウイルスの病原体サーベイランスの実施等により、常時、監視体制をとる。また、段階の進展に伴い、感染の見られた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスの実施や、疾病罹患状況の異常を早期に発見するための症候群サーベイランス体制の強化を図る。

感染予防と感染拡大防止の観点から、各発生段階に適応した情報の収集と提供を行い、市民や関係機関と情報の共有をしていくとともに、パニック防止という観点も含めて対応していく必要がある。

市は、患者との接触によって感染が拡大することを防止するため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民に新型インフルエンザに関する正確な発生情報等を提供しながら、予防に関する知識についても啓発する。また、市民がこれらの情報を受け取る媒体や内容についても千差万別であることから、複数の媒体を整理し理解しやすい内容で情報提供を行う。

### 3) 予防とまん延防止

新型インフルエンザの発生予防及び感染拡大防止・封じ込め対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻に至らせないためにも重要であるが、これには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが発生している時期から対策をとる必要がある。

そのため、高病原性鳥インフルエンザ発生国・地域への渡航者に対する注意喚起、農場段階における衛生管理（ヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止対策等）の徹底を行う他、県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、発生を限局的に防圧するためのまん延防止措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さんの移動制限等）を実施する。

また、新型インフルエンザ予防については、平常時からうがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や、感染者と接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図るとともに、国外での発生がある場合には、同地域での発生状況や国において発出される渡航情報についての市民への迅速な除法提供を行う。

さらに、感染拡大防止・封じ込めのため、パンデミック時等における患者の隔離、接触者調査及び接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討するとともに、新型インフルエンザ症状が見られた者の出勤停止・受診勧告、場合によっては市民の社会活動の自粛（たとえば、不特定多数の集まる活動の自粛）を要請する。

### 4) 医療

新型インフルエンザ発生の流行規模は、市の全人口の約25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定のもとで、入院患者の発生分布の試算では、一日あたりの最大入院患者数は約140名（流行発生から5週間目）となっている。さらに重度の場合には、1日あたりの最大入院数も増大すると推定されており、その中で、いかに効果的、効率的な医療を行うかが課題で、流行規模に応じた医療、搬送体制について、関係機関と協力して確保に努める。

また、県や医師会等と連携しながら、市内の病院併設型で、場合によっては市の公共施設を利用しながら発熱外来を設置し、流行の段階と規模に応じた医療体制の供給を図っていく。

### 5) 社会生活の維持

新型インフルエンザのまん延防止対策は、人の移動や集合に伴う感染機会を減少させるため、保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校、集会等の自粛、公共交通機関の運行縮小、社会的事業活

動の自粛、まん延防止習慣の定着化等の協力を要請する。

一方、社会維持活動の対策として、公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者の協力、事業活動等の抑制等の要請、ゴミの排出抑制、食糧・生活必需品の確保、在宅療養者等への支援、こころのケア対策等が必要である。

さらに、感染拡大が増加した場合は、社会機能の低下が予想されるため、その対策として、生活の安全・安心を確保するための防犯、防災機能の確保が必要である。

その他の対応としては、火葬場の火葬能力を超えた場合、遺体を一時安置するため、臨時施設（市の公共施設）等の確保が必要である。

# <各論>

## IV 発生段階別対策

### 前段階 未発生期

【定義】 新型インフルエンザが発生していない状態。

新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染が認められない時期。

#### 【目標】

- 1 従来のインフルエンザの把握、予防の奨励
- 2 新型インフルエンザ発生の早期把握
- 3 ヒトへの鳥インフルエンザ発生の早期把握と防疫
- 4 新型インフルエンザ発生に備えた行動計画の策定

#### 【主な対策】

- 1 関係機関の行うサーベイランスへの協力準備
- 2 家畜・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの流行把握
- 3 新型インフルエンザ発生に備えた対策の準備と必要資器材の備蓄
- 4 関係機関と協力して新型インフルエンザ発生に備えた医療体制の把握
- 5 抗インフルエンザ薬、ワクチン等の在庫把握
- 6 新型インフルエンザ対策の職員啓発

【主な対応】 新型インフルエンザの発生に備えた対策準備、発生時の各課(局)支所役割分担の徹底

#### 【対策の基本項目】

##### (1) 計画と実施体制

- ア 国、県に「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、「胎内市新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という）」を策定する。
- イ 国、県のガイドラインを参考に「新型インフルエンザ対応マニュアル（以下『対応マニュアル』という）の作成及び見直しを行う。
- ウ 保健所、医師会、市内医療機関等を対象に、行動計画への理解と協力を求める。
- エ 市民、公共交通機関、ライフライン及び集客施設等の事業者を対象に、行動計画について周知を図る。

#### <各課(局)支所の役割>

- 「行動計画」の作成と見直しを行う。（各課(局)支所）
- 「対応マニュアル」の作成と見直しを行う。（各課(局)支所）
- 保健所、医師会、市内医療機関等の関係機関を対象に、行動計画への理解と協力を求める。  
（総務課、健康福祉課）
- 市民、公共交通機関、ライフライン及び集客施設等の事業者を対象に、行動計画について周知を図る。（総務課、上下水道課）

### <庁内対応>

- 職員の勤務時間外の連絡網の作成と周知を行う。(総務課)
- 新型インフルエンザ対策の職員啓発(セミナー、研修会等により職員への危機管理意識の向上及び注意喚起)を図る。(総務課、健康福祉課)
- 新型インフルエンザ対策について、職員の感染防御用資器材(マスク、ゴーグル、感染防御衣、消毒薬等)の備蓄計画の作成と備蓄準備を行う。(総務課、健康福祉課)
- 関係職員に対して消毒方法の研修、訓練等を実施して周知を図る。(総務課、健康福祉課)
- 県が示すワクチン接種に関する基本方針及び接種ガイドラインに基づき、市の接種計画を策定する。(総務課、健康福祉課)

## (2) 情報収集(サーベイランス)と情報提供

### ア 情報収集(サーベイランス)

保健所を通じて、また各種方法により高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに係る感染情報の収集を行う。

#### ◇ 情報収集源 ・世界保健機構(WHO)

- ・国際獣疫事務局(OIE)
- ・国連食糧農業機関(FAO)
- ・国立感染症研究所(WHOインフルエンザコラボレーティングセンター)
- ・独立行政法人動物衛生研究所
- ・国立大学法人北海道大学OIEリファレンスボラトリー
- ・厚生労働省
- ・農林水産省
- ・外務省
- ・文部科学省 等

### イ 情報提供

(a) 市のホームページ等にインフルエンザに関する情報を掲載し、市民に感染予防の正しい知識の普及と推奨する感染予防策を周知する。

(b) 各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため、情報提供体制を構築する。

### <各課(局)支所の役割>

- 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の感染情報の収集を行う。(総務課、健康福祉課、市民生活課、農林水産課)
- インフルエンザの感染予防の基本は個人予防であることから、標準予防策である手洗いとうがい、励行及び人混みに出る場合のマスクの着用が、高い予防効果があることを周知する。(各課(局)支所)
- 保健所と連携した広報内容の整備を行う。(総務課、健康福祉課)

- 様々な対象者を想定して、効果的な広報手段の整備を行う。（総務課、健康福祉課）
- 市民からの問い合わせに対応できる電話相談窓口の設置と、適切な情報提供ができるよう体制を整備する。（総務課、健康福祉課）
- 医師会、市内医療機関等の関係機関に対し、迅速な情報提供ができるよう連絡体制を整備する。（総務課、健康福祉課）

### （３） 予防とまん延防止

- ア 平常時において、手洗いやマスクの着用などの感染予防策の周知を図るとともに、新型インフルエンザ発生時の感染拡大防止策を定めておく。
- イ 市民（特に高齢者）に対する従来型インフルエンザワクチン接種を勧奨する。
- ウ 擬似症患者が発生した場合の対応を定めておく。

#### <各課(局)支所の役割>

- 手洗い、マスクの着用などの感染予防策について「感染予防対策マニュアル」の作成等を行う。（健康福祉課）
- 市民（特に高齢者）に対する従来型インフルエンザワクチン接種を勧奨する。（健康福祉課）
- 擬似症患者が発生した場合の対応を事前に策定しておく。（総務課、健康福祉課）

#### <庁内対応>

- 高病原性鳥インフルエンザ発生時の処分、患者搬送、消毒等の業務に従事する職員に対して、インフルエンザワクチン接種を行う。（健康福祉課、農林水産課、市民生活課）
- 新型インフルエンザ発生に備えた机上訓練等の実施を行う。（各課(局)支所）

### （４） 医療

保健所と協力して、新型インフルエンザの市内発生に備えた搬送体制と、専門外来医療機関での外来医療及び感染症指定医療機関での入院医療の把握をするとともに、流行が拡大する場合に備えてそれ以外の医療機関に対しても外来医療及び入院医療の協力を依頼する。

#### ア 医療体制

新型インフルエンザの発生段階に応じた、外来医療及び入院医療の把握を行う。

#### <各課(局)支所の役割>

- 保健所と協力して、各発生段階における外来医療及び入院医療の確保を要請する。（健康福祉課）
- 「感染予防対策マニュアル」の作成と周知を図る。（総務課、健康福祉課）

### （５） 社会生活の維持

新型インフルエンザ発生時の感染拡大防止を図る上で、行政機関、医療機関等の関係機関の協力はもとより、市民や事業者等にもヒトの移動や集合に伴う感染拡大を防止するため、以下の協力が不可欠であることを周知しておく。

- ア 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校
- イ 集会等の自粛
- ウ 公共交通機関の運行縮小
- エ 社会活動等の自粛
- オ まん延防止習慣の定着化
- カ 公共交通機関及びライフライン事業者への機能確保
- キ 事業活動等の抑制等
- ク 食糧・生活必需品の確保と配給
- ケ ゴミの減量化と排出抑制
- コ 在宅療養者（児童、高齢者、障がい者等）への支援

#### <各課(局)支所の役割>

- 感染防止のため、保育園、学校等に対して、臨時休園、休校あるいは学級閉鎖となる場合があることの周知をする。（学校教育課、健康福祉課）
- 感染防止拡大のため、市民に対して、集会等の各種行事の自粛について周知を図る。  
（各課(局)支所）
- ヒトの移動や集合に伴い、感染が拡大することを公共交通機関の事業者に対し周知を図る。  
（総務課、総合政策課）
- 感染拡大防止のため、集客施設業界などに対し、事業活動の自粛協力を求めることを事業者  
に周知する。（地域振興課、農林水産課、胎内リゾート振興課）
- 市民に対して、外出時のマスク着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などの  
まん延防止の定着化について周知を図る。（総務課、健康福祉課）
- 公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフラインの機能確保の協力について、事業所に  
周知を図る。（総務課、上下水道課）
- 市のゴミ処置状況の調査と、市民や事業者へゴミの減量化と排出抑制について周知を図る。  
（市民生活課）
- 外出を自粛する高齢者等への食糧・生活必需品の調達方法について検討する。  
（健康福祉課、市民生活課）
- 在宅療養者（児童・高齢者・障がい者等）への支援方法について検討を行う。  
（健康福祉課、市民生活課）

## 第一段階 海外発生期

【定義】 海外で新型インフルエンザが発生した状態。

【目標】

- 1 国内発生に備えた全市的な対策の実施（海外発生時）
- 2 県、市内における新型インフルエンザ発生 of 早期発見
- 3 感染拡大に備えた医療機関の確保

【主な対策】

- 1 保健所と協力して流行地域からの帰国者等の把握
- 2 保健所等へのサーベイランス体制の協力
- 3 関係機関と連携した情報共有と対策の強化

【主な対応】

- 実施計画に定められた役割の基づく各課(局)支所対応の着手

【対策の基本項目】

(1) 計画と実施体制

- ア 国、県の「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき策定した「行動計画」及び「対応マニュアル」を必要に応じて、随時見直しを行う。
- イ 胎内市新型インフルエンザ危機警戒本部を設置する。【本部長：副市長】
- ウ 保健所、医師会、市内医療機関等の関係者と、新型インフルエンザ対策について連携強化を図る。
- エ 公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力の要請準備。

<各課(局)支所の役割>

- 必要に応じて「行動計画」と「対応マニュアル」の随時見直しを行う。(各課(局)支所)
- 市長メッセージを発表し、各課(局)支所対応に着手する。(総務課)
- 保健所、医師会、市内医療機関等と統一した対応が取れるように、連携を強化する。(健康福祉課)
- 公共交通機関、ライフライン事務所、集客施設事業所等を対象に、営業等の自粛協力の要請準備を行う。(総務課、上下水道課)

<庁内対応>

- 胎内市各課(局)支所等による新型インフルエンザ対策会議の開催。
- 庁内及び関係機関と適時の情報交換及び連絡体制の強化を図る。(各課(局)支所)
- 職員への感染予防策の徹底を周知する。(各課(局)支所)
- インフルエンザ様職員の届出を行う。(総務課)
- 中止業務や閉鎖窓口の事前選定を行う。(各課(局)支所)
- 感染防御資器材(マスク、ゴーグル、感染防護衣、消毒薬等)の確保と消毒の実施方法について周知を図る。(総務課、健康福祉課)

(2) 情報収集(サーベイランス)と情報提供

ア 情報収集(サーベイランス)

- (a) 保健所と協力して海外の新型インフルエンザの発生状況及び市内の疑わしい事例の早期発見に努める。
- (b) 保健所等を通じ、また各種手段により新型インフルエンザに係る情報収集を行う。必要に応じて保健所のサーベイランスに協力する。

## イ 情報提供

- (a) インフルエンザの感染予防の基本は個人予防であることから、標準予防策である手洗いうがいの励行、及び人混みに出る場合のマスク着用が高い感染予防効果があることを周知する。
- (b) 保健所等と連携して、新型インフルエンザの発生・対応状況について情報提供を行う。
- (c) 医療機関への受診方法の周知啓発を行う。
- (d) 市民からの問い合わせに対応できる電話相談窓口の設置準備を行う。
- (e) 市民に対して家庭内備蓄物資の啓発を行う。
- (f) 流行時の外出を最小限にするため事前準備（食糧、日用品、医薬品）の啓発を行う。

### <各課(局)支所の役割>

- 新型インフルエンザ(疑い含む)等の発生状況の情報収集に努める。(総務課、健康福祉課)
- 必要に応じて、保健所サーベイランスに協力する。(健康福祉課、総務課)
- 新型及び従来型のインフルエンザ等の発生状況の広報を行う。(総務課)
- 新型インフルエンザに関する知識と感染予防策について情報提供を行う。  
(総務課、健康福祉課、学校教育課)
- 受診方法の周知徹底について広報する。(総務課、健康福祉課)
- 家庭内備蓄物の啓発を行う。(総務課)
- 電話相談窓口(コールセンター)の設置準備を行う。(健康福祉課)

### (3) 予防とまん延防止

- ア 新型インフルエンザの発生している地域に滞在した者の外出自粛と、保健所への連絡について市民に呼びかける。
- イ 市民、学校、福祉施設等に対し、標準予防策等による感染予防の徹底を呼びかける。

### <各課(局)支所の役割>

- 市民、事業所等において、マスク着用、うがい、手洗いを推奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、外出等の自粛を求めると共に、指定された医療機関での受診を要請する(総務課、健康福祉課)

### (4) 医療

保健所と協力して、新型インフルエンザの市内発生に備えた搬送体制と、専門外来医療機関での外来医療及び感染症指定医療機関での入院医療の把握をするとともに、流行が拡大する場合に備えてそれ以外の医療機関に対しても外来医療及び入院医療の協力を依頼する。

#### ア 医療体制

##### (a) 外来医療

医療機関に発熱外来を設置する準備を要請する。外来医療体制を把握する。

##### (b) 入院医療

新型インフルエンザ患者発生に備えて、指定入院医療機関と搬送体制を把握する。

#### <各課(局)支所の役割>

- 保健所と協力して、各発生段階における外来医療及び入院医療の確保を要請する。(健康福祉課)
- 「感染予防対策マニュアル」の作成と周知を図る。(総務課、健康福祉課)

#### (5) 社会生活の維持

新型インフルエンザ発生時の感染拡大防止を図る上で、行政機関、医療機関等の関係機関の協力はもとより、市民や事業者等にもヒトの移動や集合に伴う感染拡大を防止するため、以下の協力が不可欠であることを周知徹底し、協力体制を強化する。

- ア 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校
- イ 集会等の自粛
- ウ 公共交通機関の運行縮小
- エ 社会活動等の自粛
- オ まん延防止習慣の定着化
- カ 公共交通機関及びライフライン事業者への機能確保
- キ 事業活動等の抑制等
- ク 食糧・生活必需品の確保と配給
- ケ ゴミの減量化と排出抑制
- コ 在宅療養者(児童、高齢者、障がい者等)への支援

#### <各課(局)支所の役割>

- 感染防止のため、保育園、学校等に対して臨時休園、休校あるいは学級閉鎖となる場合があることを周知徹底する。(学校教育課、健康福祉課)
- 感染防止拡大のため、市民に対して、集会等の各種行事の自粛について周知徹底する。(各課(局)支所)
- ヒトの移動や集合に伴い、感染が拡大することを公共交通機関の事業者に対し周知徹底する。(総務課、総合政策課)
- 感染拡大防止のため、集客施設業界などに対し、事業活動の自粛協力を求めることを事業者等に周知徹底する。(地域整備課、農林水産課、胎内リゾート振興課)
- 市民に対して、外出時のマスク着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止の定着化について周知徹底を図る。(総務課、健康福祉課)
- 公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフラインの機能確保の協力について、事業所に周知徹底を図る。(総務課、上下水道課)
- 市のゴミ処置状況の調査と、市民や事業者へゴミの減量化と排出抑制について周知徹底を図る。(市民生活課)
- 外出を自粛する高齢者等への食糧・生活必需品の調達方法について具体的に検討する。(健康福祉課、市民生活課)
- 在宅療養者(児童・高齢者・障がい者等)への支援方法について具体的に検討を行う。(健康福祉課、市民生活課)

## 第二段階 国内発生早期

【定義】 国内で新型インフルエンザが発生した状態。

### 【目標】

- 1 国内発生に備えた全市的な対策の実施
- 2 県、市内における新型インフルエンザ発生の早期発見
- 3 市内で発生した際の迅速な対応と封じ込めの徹底
- 4 感染拡大に備えた医療機関の確保

### 【主な対策】

- 1 保健所と協力して流行地域からの帰国者等の把握
- 2 新型インフルエンザ国内発生時には、新型インフルエンザ対策本部の設置
- 3 保健所等へのサーベイランス体制の協力
- 4 保健所等と協力して市内で発生した場合の封じ込めの徹底
- 5 保健所等と協力して発生が疑われる者の医療機関への迅速な誘導
- 6 関係機関と連携した情報共有と対策の強化

### 【主な対応】

- 実施計画に定められた役割の基づく各課(局)支所対応の着手
- 市長メッセージ「市民への注意喚起」の発表  
(感染拡大防止のための具体的対策を市民に呼びかける)

### 【対策の基本項目】

#### (1) 計画と実施体制

- ア 国、県の「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき策定した「行動計画」及び「対応マニュアル」を必要に応じて、随時見直しを行う。
- イ 胎内市新型インフルエンザ対策本部を設置する。【本部長：市長】
- ウ 保健所、医師会、市内医療機関等の関係者と、新型インフルエンザ対策について連携強化を図る。
- エ 公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力の要請準備。

#### <各課(局)支所の役割>

- 必要に応じて「行動計画」と「対応マニュアル」の随時見直しを行う。(各課(局)支所)
- 市長メッセージを発表し、各課(局)支所対応に着手する。(総務課)
- 保健所、医師会、市内医療機関等と統一した対応が取れるように、連携を強化する。  
(健康福祉課)
- 公共交通機関、ライフライン事務所、集客施設事業所等を対象に、営業等の自粛協力の要請準備を行う。(総務課、上下水道課)

### <庁内対応>

- 胎内市（局）支所長等による新型インフルエンザ対策会議の開催。
- 庁内及び関係機関と適時の情報交換及び連絡体制の強化を図る。（各課（局）支所）
- 職員への感染予防策の徹底を周知する。（各課（局）支所）
- インフルエンザ様職員の届出を行う。（総務課）
- 中止業務や閉鎖窓口の事前選定を行う。（各課（局）支所）
- 感染防御資器材（マスク、ゴーグル、感染防護衣、消毒薬等）の確保と消毒の実施方法について周知を図る。（総務課、健康福祉課）

## (2) 情報収集（サーベイランス）と情報提供

### ア 情報収集（サーベイランス）

- (a) 保健所と協力して海外の新型インフルエンザの発生状況及び市内の疑わしい事例の早期発見に努める。
- (b) 保健所等を通じ、また各種手段により新型インフルエンザに係る情報収集を行う。  
必要に応じて保健所のサーベイランスに協力する。

### イ 情報提供

- (a) インフルエンザの感染予防の基本は個人予防であることから、標準予防策である手洗いとうがいの励行、及び人混みに出る場合のマスク着用が高い感染予防効果があることを周知する。
- (b) 保健所等と連携して、新型インフルエンザの発生・対応状況について情報提供を行う。
- (c) 医療機関への受診方法の周知啓発を行う。
- (d) 市民からの問い合わせに対応できる電話相談窓口の設置準備を行う。
- (e) 市民に対して家庭内備蓄物資の啓発を行う。
- (f) 流行時の外出を最小限にするため事前準備（食糧、日用品、医薬品）の啓発を行う。

### <各課（局）支所の役割>

- 新型インフルエンザ（疑い含む）等の発生状況の情報収集に努める。（総務課、健康福祉課）
- 必要に応じて、保健所サーベイランスに協力する。（健康福祉課、総務課）
- 新型及び従来型のインフルエンザ等の発生状況の広報を行う。（総務課）
- 新型インフルエンザに関する知識と感染予防策について情報提供を行う。（総務課、健康福祉課、学校教育課）
- 受診方法の周知徹底について広報する。（総務課、健康福祉課）
- 家庭内備蓄物の啓発を行う。（総務課、健康福祉課）
- 電話相談窓口（コールセンター）を設置する。（健康福祉課）

## (3) 予防とまん延防止

- ア 新型インフルエンザの発生している地域に滞在した者の外出自粛と、保健所への連絡について市民に呼びかける。
- イ 県からの新型インフルエンザに対するワクチン接種の要請に備えて、優先順位を決めておく。

- ウ 市民、学校、福祉施設等に対し、標準予防策等による感染予防の徹底を呼びかける。
- エ 医療機関、消防機関へ以下の関連内容について周知を図る。
  - (a) 疑い患者への問診強化（海外渡航歴、新型インフルエンザ患者（疑い含む）との接触歴等）
  - (b) 待合室の区画（受診時間の区分）、疑い患者と一般患者との病室区分
  - (c) ノータッチ廃棄物容器（ティッシュ廃棄用）の使用
  - (d) 病院入り口等での啓発ポスターの貼付
  - (e) 臨時外来医療機関で必要となる器具、機器の確保
  - (f) 情報共有に係る関係機関との緊急連絡体制の確認
  - (g) 患者移送に係る民間搬送関係者との連絡体制（消防機関含む）

#### <各課(局)支所の役割>

- 市民、事業所等において、マスク着用、うがい、手洗いを推奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、外出等の自粛を求めると共に、指定された医療機関での受診を要請する（総務課、健康福祉課、市民生活課）

#### (4) 医療

保健所と協力して、新型インフルエンザの市内発生に備えた搬送体制と、専門外来医療機関での外来医療及び感染症指定医療機関での入院医療の把握をするとともに、流行が拡大する場合に備えてそれ以外の医療機関に対しても外来医療及び入院医療の協力を依頼する。

##### ア 医療体制

###### (a) 外来医療

医療機関に発熱外来を設置する準備を要請する。外来医療体制を把握する。

###### (b) 入院医療

新型インフルエンザ患者発生に備えて、指定入院医療機関と搬送体制を把握する。

#### <各課(局)支所の役割>

- 保健所と協力して、各発生段階における外来医療及び入院医療の確保を要請する。  
(健康福祉課)
- 「感染予防対策マニュアル」の作成と周知を図る。（総務課、健康福祉課）

#### (5) 社会生活の維持

市民に対して、感染拡大防止のための標準予防策の励行を呼びかけるとともに、感染防止のため、社会活動の制限などの協力要請について準備を行う。

##### ア 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校について各施設管理者に対して要請準備を行う。

##### イ 集会等の自粛

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、市民に対して集会等の各行事の自粛についての協力要請の準備を行う。

ウ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通の運行縮小についての協力要請の準備を行う。

エ 社会活動等の自粛

集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛について協力要請の準備を行う。

オ まん延防止の定着化

外出時のマスクの着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止について市民等への周知を強化する。

カ 食糧・生活必需品の確保と配給

社会機能の低下による影響を最小限にするため、関係団体からの食糧、生活必需品の確保協力について関係団体への要請準備を行う。

キ 在宅療養者（児童、高齢者、障がい者等）への生活維持のため、食糧や生活必需品などの具体的準備を行う。

**<各課(局)支所の役割>**

- 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校について、各施設管理者に要請準備を行う。  
(学校教育課、健康福祉課)
- 市民に対して、集会等の各種行事の自粛協力の要請準備を行う。(各課(局)支所)
- 公共交通機関の運行縮小の協力について準備要請を行う。(総務課、総合政策課)
- 集客施設事業者等に、事業の自粛協力の要請準備を行う。(地域振興課、農林水産課、胎内リゾート振興課)
- 外出時のマスク着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止の定着化の周知を強化する。(総務課、健康福祉課)
- 社会機能の低下した中での、生活上必要となる食糧や生活必需品の確保の準備を行う。  
(総務課、健康福祉課、市民生活課)
- 外出自粛する高齢者等の食糧・生活必需品の調達について準備する。  
(健康福祉課、市民生活課)
- 要支援者等への具体的な支援準備に着手する。(健康福祉課、市民生活課)
- 在宅療養者（児童・高齢者・障がい者等）への支援方法について検討を行う。  
(健康福祉課、市民生活課)

### 第三段階 感染拡大期

【定義】 国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。

各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

【目標】

- 1 徹底した封じ込め策による流行拡大の防止
- 2 患者増加に備えた外来、入院医療の確保
- 3 社会機能の維持、パニックの防止

### 【主な対策】

- 1 感染拡大を防止するため、相談体制、情報共有体制の強化
- 2 保健所と協力して、感染指定医療機関等を中心に外来、入院医療機関の把握と感染拡大に備えた医療体制の確保要請
- 3 外出や集会、イベント等の自粛強力要請とライフライン確保の協力要請
- 4 社会不安を解消するための広報活動の強化

【主な対応】 新型インフルエンザ大規模発生期に備えた対策準備

### 【対策の基本項目】

#### (1) 計画と実施体制

- ア 国、県の「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき策定した「行動計画」及び「対応マニュアル」を必要に応じて、随時見直しを行う。
- イ 保健所、医師会、市内医療機関等と協力して、新型インフルエンザ対策に対応する外来及び入院医療機関の確保を要請するとともに、新たな外来医療機関(発熱外来)及び入院病床(臨時病床)の提供準備を行う。
- ウ 公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力を要請する。

#### <各課(局)支所の役割>

- 市長の「新型インフルエンザ流行警戒宣言」を発表する。(総務課)
- 新型インフルエンザ対策本部を充実、強化する。(各課(局)支所)
- 新型インフルエンザに対する受け入れ医療機関の確保を要請するとともに、搬送体制の確保を行う。(健康福祉課)
- 公共交通機関、ライフライン事務所、集客施設事業所等の関係者に、各種活動の自粛の協力を求める。(総務課、上下水道課)

#### <庁内対応>

- 庁内及び関係機関と適時の情報交換及び連絡体制の強化。(各課(局)支所)
- 発生時に応じて24時間体制の業務確保を行う。(総務課、健康福祉課、他)
- 職員の感染予防策の徹底を行う。(各課(局)支所)
- 庁内の休止業務や閉鎖窓口の事前選定を行う。(各課(局)支所)
- 感染防御資器材(マスク、ゴーグル、感染防護衣、消毒薬等)の追加を行う。(総務課、健康福祉課)

#### (2) 情報収集(サーベイランス)と情報提供

- ア 情報収集(サーベイランス)

- (a) 新型インフルエンザ(疑いも含む)患者の感染源、感染経路等の情報を収集する。
- (b) 国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。
- (c) 県内の患者数及び入院医療機関の空床状況等を把握する。
- (d) 保健所から要請があれば、引き続きサーベイランスに協力する。

#### イ 情報提供

- (a) インフルエンザの感染予防策について、市民啓発を徹底する。
- (b) 保健所等と連携して、新型インフルエンザの発生状況の広報を行う。
- (c) 医療機関への受診方法の周知について広報を行う。
- (d) 市民に家庭内備蓄物の啓発を行う。  
流行時の外出を最低限にするため、事前備蓄物資(食糧、生活必需品、医薬品)の啓発を行う。
- (e) 必要により新型インフルエンザに関する電話相談(コールセンター)を強化する。
- (f) 必要により中止業務、閉鎖窓口の事前広報を行う。

#### <各課(局)支所の役割>

- 新型インフルエンザ(疑い含む)等の発生状況の情報収集に努める。  
(総務課、健康福祉課、他)
- 必要に応じて、保健所サーベイランスに協力する。(健康福祉課、総務課)
- 新型インフルエンザ等の発生状況の広報を行う。(総務課)
- 新型インフルエンザに関する情報と感染予防策について情報提供を行う。  
(総務課、健康福祉課、学校教育課)
- 受診方法の周知について広報を行う。(総務課、健康福祉課)
- 家庭内備蓄物の啓発を行う。(総務課)
- 電話相談窓口(コールセンター)を設置する。(健康福祉課)
- 庁内中止業務と閉鎖業務の決定と事前広報を行う。(総務課)

※ 情報収集源：世界保健機構(WHO)

国立感染症研究所(WHOインフルエンザコラボレーティングセンター)

### (3) 予防とまん延防止

感染、発病が疑われる場合は、速やかな県が指定する専用外来医療機関に受診するとともに、不要不急な外出を控える等、市民も感染拡大防止に努めるよう呼びかける。

また、予防的な対応として、学校の臨時休園、休校などの準備を進めるとともに、社会福祉施設等においても入所者の施設外部との接触の制限を依頼するなど、拡大防止に努める。

#### <各課(局)支所の役割>

- 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校について準備を進める。(学校教育課、健康福祉課)
- 事業所、福祉施設においてマスク着用、うがい、手洗いを推奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合は、新型インフルエンザコールセンターに相談を勧める。  
(各課(局)支所)
- 新型インフルエンザの患者に対して、自宅待機を勧めるとともに、関係団体の協力を得ながら、待機期間中の必要な支援を行う。(総務課、健康福祉課、他)

#### (4) 医療

保健所及び医師会等の協力の下で、新型インフルエンザに対応する新たな外来医療機関(臨時外来医療機関)と入院病床(臨時病床)の協力要請と準備を行う。

##### ア 医療体制

###### (a) 外来医療機関

専用外来医療機関(発熱外来)の診療状況及び外来医療体制を把握するとともに、専用外来医療機関以外での外来医療の協力を依頼する。

###### (b) 入院医療機関

関係医療機関の空床状況を把握する。

#### <各課(局)支所の役割>

- 適正な医療が提供できるよう、保健所、医師会、市内医療機関と十分連携確保を行う。  
(健康福祉課、総務課)
- 必要に応じて、公共施設を臨時外来医療機関としての協力準備を行う。(関係各課(局)支所)
- 大流行を想定して、様々な搬送の可能性について検討し、搬送体制の確保を図る。(総務課)

#### (5) 社会生活の維持

市民に対して、感染の機会を減少させるため、集会等の各種行事の自粛についての協力要請と、電気、ガス、水道等のライフライン事業者等の協力を得て社会機能の確保を図る。

##### ア 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校の要請

集団発生等が見られた場合、学校医や保健所と連携して、臨時休園、休校などを要請する。

##### イ 集会等の自粛

感染拡大防止のため、市民に対して集会等の各行事の実施を自粛するよう協力を要請する。

##### ウ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して公共交通機関の運行縮小の協力を事業者等に要請する。

##### エ 社会活動等の自粛

人の集合に伴う感染機会を減らすために、集客施設等業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者等に要請する。

- オ まん延防止の定着化  
外出時のマスクの着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止について、市民等への周知強化を継続して行う。
- カ 行政活動の休止検討  
感染拡大に伴い、優先業務の検討を行う。
- キ 公共交通機関及びライフライン事業所への機能確保  
公共交通機関及び電気、ガス等のライフライン事業者に対して、機能確保の協力について、社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して機能確保の協力について要請を行う。
- ク 事業活動等の抑制等の要請  
社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して、機能確保の協力について要請する。
- ケ 食糧・生活必需品の確保と配給  
社会機能が低下する中で、関係業者団体等の協力を得て、食糧、生活活動必需品の確保に努める。
- コ ゴミの減量と排出抑制  
ゴミ収集回数等の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者に対しゴミの減量と排出抑制についての協力を要請する。
- サ 在宅療養者（児童、高齢者、障がい者等）への支援  
必要に応じて、在宅療養者へ食糧や生活必需品などの支援を行う。
- シ こころのケア対策  
大流行に備えて被害状況を勘案し、新型インフルエンザ患者及びその家族等のこころのケアについて対応する。
- ス 市民生活の安全・安心の確保  
警察署に市民生活の安全・安心を確保するための地域の防犯・防災機能の確保を要請する。
- セ 遺体に対する適切な対応  
新型インフルエンザによる死亡者が多数発生した場合を考慮して、可能な限り火葬施設を稼働し、火葬の準備を行う。また、火葬能力を超えた場合の遺体を一時安置するための公共施設の確保等の対策を検討し準備する。

#### <各課(局)支所の役割>

- 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校についての各施設管理者に要請する。  
(学校教育課)
- 市民に対して、集会等の各種行事の自粛協力を要請する。(各課(局)支所)
- 公共交通機関事業者に対して、区間と期間を限定し事業活動の自粛を要請する。  
(総務課、総合政策課)
- 市民に対して感染予防対策を勧奨する。(総務課、健康福祉課)
- 職員の感染状況を勘案し、優先継続の優先業務の選択を行う。(各課(局)支所)

- 公共交通機関及びライフライン事業所にそれぞれの機能を維持するよう協力を要請する。(総務課)
- 集客施設事業者等に業種と期間を限定し、事業活動の自粛を要請する。(地域整備課、農林水産課、胎内リゾート振興課)
- 通常の収集回収の維持が困難な場合、緊急情報メール、区長FAX、防災無線、市の広報等を活用して、ゴミの減量化を市民、事業者等に呼びかける。(市民生活課)
- 社会機能の低下する中、生活上必要となる食糧や生活必需品の確保について、関係する事業者等に協力要請する。(総務課)
- 外出自粛する高齢者等の食糧・生活必需品の調達確保を行う。(健康福祉課、市民生活課)
- 必要により要支援者等への支援を行う。(健康福祉課、市民生活課)
- 必要により介護事業者等に事業維持を要請する。(市民生活課)
- 高齢者、乳幼児のいる家庭に対して、緊急情報メール、区長FAX、防災無線、市の広報を活用して、不要不急の外出の自粛協力を要請する。(健康福祉課、市民生活課、総務課)
- 防災機能の確保に努めると共に、胎内警察に防犯機能の確保を要請する。(総務課)
- 新型インフルエンザによる死亡者に対する備えとして、可能な限りの火葬施設の稼働を確保する。(市民生活課)
- 大規模流行期における死亡者の増加により、遺体の一時安置場所での収容能力を超える事態に備え、臨時の一時埋葬地の検討を準備する。(市民生活課)

### 第三段階 まん延期

【定義】 国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。

各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

【目標】

- 1 大流行による社会機能破綻の回避
- 2 大規模流行に応じた医療体制の確保

【主な対策】

- 1 公共交通機関の運行縮小、企業等の事業活動の自粛協力及びその他の自粛協力等を要請
- 2 保健所と協力して、患者の急増時に備えた仮設外来医療の設置提供と、可能な限りの患者在宅サービスの実施
- 3 遺体安置所の設置等

【主な対応】 市長の「非常事態宣言」不要不急の外出自粛協力の徹底の要請

【対策の基本項目】

#### (1) 計画と実施体制

ア 国、県の「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき策定した「行動計画」及び「対応マニュアル」を、必要に応じて随時見直しを行うとともに、胎内市新型インフルエンザ危機

対策本部を通じて全庁的な対策を一層強化するとともに、体制の再整備を行う。

イ 保健所、医師会等との協力の下で、新型インフルエンザに対応可能な外来・入院医療機関(重症患者への対応)の確保を強く要請する。

ウ 公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力を強く要請する。

#### <各課(局)支所の役割>

- 市長の「非常事態宣言」を公表する。(総務課)
- 行動計画の見直しを図るとともに、対策の強化と体制整備を図る。(各課(局)支所)
- 新型インフルエンザ対応可能な医療体制の確保を要請する。(健康福祉課)
- 公共交通機関、大規模集会及び企業事業活動の縮小の自粛協力を強く要請する。(総務課)

#### <庁内対応>

- 胎内市新型インフルエンザ危機対策本部の枠組みを通じて、全庁的な対応を一層強化するとともに、必要があれば体制の再整備を行う。(各課(局)支所)
- 職員の感染予防策の徹底を図る。(各課(局)支所)
- 必要に応じて感染防御資器材等の補充を行う。(総務課、健康福祉課)
- インフルエンザ様職員の届出を強化する。(総務課)
- 備蓄物資の供給を行う。(総務課)
- 中止及び閉鎖窓口等の決定と市民広報を行う。(各課(局)支所、総務課)
- 必要に応じて消毒を実施し、消毒方法について市民に指導を行う。(健康福祉課)

## (2) 情報収集(サーベイランス)と情報提供

あらゆる広報媒体を用いて、感染拡大防止対策への協力を求める。

保健所と協力して38度以上の熱を呈する全ての者に対し、直接、医療機関で受診する前に新型インフルエンザコールセンターに相談するよう市民に周知する。

### ア 情報収集(サーベイランス)

- (a) 新型インフルエンザ患者(疑いも含む)に関する情報を収集する。
- (b) 県内、市内の新型インフルエンザに対応可能な外来、入院医療機関を把握する。
- (c) 必要に応じて保健所サーベイランスに協力する。

### イ 情報提供

- (a) 新型インフルエンザの感染予防策について、市民啓発を徹底する。
- (b) 保健所等と協力して、新型インフルエンザの発生状況の広報を行う。
- (c) 医療機関への受診方法の周知徹底について広報を行う。(患者隔離等医療方法等の変更を周知)
- (d) 自宅療養の方法について啓発を行う。
- (e) 家庭内備蓄物の啓発を行う。

流行時の外出を最低限にするため、事前備蓄物資(食糧、生活必需品、医薬品)の啓発を行う。

(f) 新型インフルエンザに関する電話相談(コールセンター)を強化する。

(g) 中止業務、閉鎖窓口の決定と広報を行う。

#### <各課(局)支所の役割>

- 新型インフルエンザ(疑い含む)等の発生状況の情報収集に努める。(総務課、健康福祉課)
- 必要に応じて、保健所サーベイランスに協力する。(健康福祉課、総務課)
- 新型インフルエンザ等の発生状況の広報を行う。(総務課)
- 新型インフルエンザに関する情報と感染予防策について情報提供を行う。  
(総務課、健康福祉課、学校教育課)
- 医療機関での受診方法の周知徹底について広報を継続する。(総務課、健康福祉課)
- 家庭内備蓄物の啓発を行う。(総務課)
- 電話相談窓口(コールセンター)の強化を行う。(健康福祉課)
- 庁内中止業務と閉鎖業務の決定と広報を行う。(各課(局)支所、総務課)
- 不要不急の外出自粛協力の徹底を強く要請する。(総務課)

※ 情報収集源：世界保健機構(WHO)

国立感染症研究所(WHOインフルエンザコラボレーティングセンター)

### (3) 予防とまん延防止

#### ア 市民生活について

市内において新型インフルエンザが広範囲に拡大した状態になった場合、感染症法に基づく対策を的確及び迅速に講じるとともに、感染拡大防止を図るために大規模集会の自粛、公共交通機関、企業事業活動の縮小、学校の休園、休校等を強く要請する。

#### イ 医療機関について

保健所の指導の下、抗インフルエンザ薬については予防のための投薬を中止し、患者のみの投薬に切り替える。

#### ウ 新型インフルエンザに対しての感染予防法について周知徹底を図る。

#### <各課(局)支所の役割>

- 学校保健法に基づく臨時休園、休校について、各施設管理者等に強く要請する。(学校教育課、健康福祉課)
- 事業所、福祉施設において、マスクの着用等感染予防方法について勧奨するとともに、新型インフルエンザ症状が認められた場合、従業員等の就業制限と関係医療機関での受診を勧める。(総務課、健康福祉課)

### (4) 医療

保健所、医師会、市内医療機関等の協力の下で、外来、入院医療体制の確保を要請する。

#### ア 外来医療

(a) 外来患者（確定患者、疑い患者）の発生増加に伴い、臨時医療機関の確保と、診療時間の延長等の協力を要請する。

(b) 通院できない高齢者等に対する往診サービスや在宅医療サービスの機能確保に努める。

#### イ 入院医療

(a) 感染症指定医療機関だけでは、新型インフルエンザ患者の入院収容ができなくなった場合は、胎内市内の病院等に一時病床の利用について協力要請する。

(b) 利用可能な一般病床数を超える新型インフルエンザ患者が発生する事態に至った場合には、個室管理から多床室管理へ切り替え、一般病床等の利用について協力要請する。

(c) 医療機関だけでは病床が確保できない場合は、市の公共施設等を臨時医療施設として確保する。

#### ウ 搬送体制

臨時外来医療機関及び臨時病床から医療機関への転院搬送を含め、さまざまな状況に応じた搬送体制の確保に努める。

#### <各課(局)支所の役割>

- 新型インフルエンザ患者（確定及び疑いを含む）の大規模発生に伴う医療対策を講じておく。  
（総務課、健康福祉課）
- 新型インフルエンザ患者の外来医療に対応するため、閉鎖中の学校での臨時外来医療機関の設置協力を得る。（総務課、健康福祉課、学校教育課）
- 新型インフルエンザ患者の入院病床を確保するため、市内主要医療機関に入院病床の確保を依頼する。（健康福祉課）
- 県内の医療体制を随時把握する。（総務課、健康福祉課）
- 市内での大規模流行に対応するため、類似症状の複数者の搬送、救急車以外での搬送など、状況に応じた搬送体制の確保を図る。（総務課）
- 流行の状況に応じ、必要とされる感染防御資機材、医薬品、消毒薬剤等の補充を図る。  
（総務課、健康福祉課）

#### (5) 社会生活の維持

市民生活については、あらゆる広報媒体を通じて、感染の機会を減少させるために集客施設、宿泊施設等の営業自粛、不要不急の外出自粛、企業活動の縮小等、感染防止策への協力を強く呼びかける。なお、外出自粛が長期化した場合は、高齢者等の支援必要者に対して食糧、生活必需品の調達に努める。

#### ア 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校の要請

集団発生等が見られた場合、学校医や保健所と連携して臨時休園、休校（学級閉鎖、学校閉鎖）などを強く要請する。

#### イ 集会等の自粛

感染拡大防止のため、市民に対して集会等の各行事の実施自粛を強く呼びかける。

#### ウ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小の協力を事業者に強く要請する。

エ 社会活動等の自粛

人の集合に伴う感染機会を減らすために、娯楽施設、集客施設等業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に強く要請する。

オ まん延防止の定着化

外出時のマスクの着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止について、市民等への周知強化を継続して行う。

カ 行政活動の休止

業務遂行に必要ながあれば、業務縮小を行う。

キ 公共交通機関及びライフライン事業者への機能確保

公共交通機関及び電気、ガス等のライフライン事業者の協力を得て、その機能確保を行う。

ク 事業活動等の抑制等の要請

社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して電気・ガス・水道、その他の資源の利用を抑制するよう協力を強く要請する。

ケ 食糧・生活必需品の確保と配給

社会機能が低下する中で、関係業者団体等の協力を得て、食糧、生活活動必需品の確保に努める。

コ ゴミの減量と排出抑制

ゴミ収集回数等の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者に対しゴミの減量と排出抑制についての協力を強く要請する。

サ 在宅療養者（児童、高齢者、障がい者等）への支援

在宅療養者への食糧・生活必需品の配給を実施する。また、高齢者や障がいを持った人達の各種支援について、関係機関等の協力を得ながら対応する。

シ こころのケア対策

被害状況を勘案し、新型インフルエンザ患者及びその家族等に対し、こころのケア対応を行う。

ス 市民生活の安全・安心の確保

市民の安全・安心を確保するため、防犯・防災機能を確保する。

セ 遺体に対する適切な対応

火葬場の火葬能力を超えた場合は、遺体を一時安置するための公共施設を確保する。また、一時的に設置された遺体安置所の収容限界を超える事態に備え、公共墓地等での一時埋葬の整備に着手する。

**<各課(局)支所の役割>**

- 保育園、幼稚園、学校等の臨時休園、休校について各施設管理者等に強く要請する。  
(学校教育課、健康福祉課)
- 市民に対して、集会等の各種行事の自粛協力を強く要請する。(各課(局)支所)
- 公共交通機関事業者に対して、区間と期間を限定して運行縮小の協力を強く要請する。  
(総務課、総合政策課)

- 市民に対して感染予防対策を強く勧奨する。（総務課、健康福祉課）
- 職員の感染状況を勘案し、優先継続の優先業務の選択を行う。（各課(局)支所）
- ライフライン事業者それぞれの機能を維持するよう協力を強く要請する。  
（総務課、上下水道課）
- 集客施設事業者等に、事業活動の自粛を強く要請する。（観光課、総務課）
- 通常の収集回収の維持が困難な場合、市の防災防犯メール、区長FAX、防災行政無線、広報等を活用して、ゴミの減量化を市民、事業者等に強く呼びかける。（市民生活課・総務課）
- 社会機能の低下する中、生活上必要となる食糧や生活必需品の確保について、関係する事業者等に強く要請する。（総務課）
- 外出自粛する高齢者等の食糧・生活必需品の調達の確保を行う。（健康福祉課、市民生活課）
- 要支援者等への支援を行う。（健康福祉課、市民生活課）
- 必要により介護事業者等に事業維持を要請する。（市民生活課）
- 高齢者、乳幼児のいる家庭に対して、防災防犯メール、区長FAX、防災行政無線、市の広報を活用して、不要不急の外出の自粛を強く要請する。（健康福祉課、市民生活課、総務課）
- 防災機能の確保に努めると共に、胎内警察に防犯機能の確保を強く要請する。（総務課）
- 新型インフルエンザによる死亡者に対して、可能な限りの火葬を行う。（市民生活課）
- 大規模流行期における死亡者の増加により、遺体の一時埋葬地の整備に着手する。  
（市民生活課）

### 第三段階 回復期

### 第四段階 小康期

【定義】 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態  
流行が終息に向かい、パンデミックが発生する前の状態に回復する時期

【目標】

- 1 社会機能の段階的な回復
- 2 流行が再燃した場合の対策強化

【主な対策】

- 1 仮設外来を中止して、感染症指定医療機関等による外来医療への移行
- 2 流行の再燃に備えた計画の見直しと体制の改善

【終息宣言】

市長は、小康期において新型インフルエンザの流行が終息したと判断されたとき、「終息宣言」を公表して、社会活動を徐々に回復していく。

【主な対応】

大規模発生期の対応に関する評価、必要に応じ行動計画等の見直しを行う。

## 【対策の基本項目】

### (1) 計画と実施体制

- ア 国、県の「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき「行動計画」及び「対応マニュアル」の見直しを行う。
- イ 大規模発生期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。
- ウ 保健所、医師会、市内医療機関等の関係機関と、新たな発生や流行の再燃に備えて、課題を整理し改善を行う。
- エ 公共交通機関、企業、集客施設等の事業者へ情報提供を継続し、各種事業活動等の自粛協力の解除を行う。

#### <各課(局)支所の役割>

- 大規模発生期の対応に関する評価等から、「行動計画」及び「対応マニュアル」の見直しを行う。(各課(局)支所)
- 庁内各課(局)支所の役割等の課題整理と見直しを行う。(各課(局)支所)
- 状況を勘案し、市長の「終息宣言」を発表する。(総務課)
- 公共交通機関、企業及び集客施設事業所等に情報提供と各種事業の自粛協力の解除を行う。(総務課)
- 医療、搬送体制の見直しを行う。(総務課、健康福祉課)

#### <庁内対応>

- 職員の感染予防方法と感染防止対策の見直しを行う。(総務課、健康福祉課)
- 感染防御資器材等の補充と見直しを行う。(総務課、健康福祉課)
- 業務、閉鎖窓口等を順次平常体制に移行する。(各課(局)支所)

### (2) 情報収集(サーベイランス)と情報提供

#### ア 情報収集

新型インフルエンザの基礎知識、発生状況、感染予防策などの最新の情報をを行うとともに、情報収集体制の課題を検討し、必要な改善を行う。

#### イ 情報提供

患者発生が減少傾向になっても「終息宣言」が発表されるまでは、市民への情報提供を継続する。

流行中であっても情報提供内容について必要な見直しを行うとともに、終息後も再燃や新たな流行に備え、情報提供体制の課題を検討し、必要な改善を行う。

#### <各課(局)支所の役割>

- 県、市内の流行状況など最新情報の収集と提供を行う。(総務課、健康福祉課)
- インフルエンザ等の正しい知識と適切な感染予防策について、市民に情報提供を行う。(健康福祉課、総務課)
- 市民等からの相談、問い合わせ件数の減少に伴い、対応人員等の縮小を図る。(健康福祉課)

### (3) 予防とまん延防止

発生経過を整理して、新たな発生や流行の再燃に備えて、発生拡大防止のための取り組みについて、見直しと改善に努める。

### (4) 医療

#### ア 医療体制

臨時外来医療機関及び臨時病床を設置した場合、通常の医療体制で対応可能と判断した時点で、通常の医療体制に移行する。

また、新たな発生や流行の再燃に備えて、保健所、医師会等と課題を整理し、改善に努める。

#### イ 搬送体制

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて、患者搬送体制を見直し、改善に努める。

#### <各課(局)支所の役割>

- 臨時外来医療機関及び臨時病床を設置した場合は、設置を終了し、通常の医療体制に移行する。(健康福祉課)
- 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて、医療体制及び搬送体制の見直しと改善を行う。(総務課、健康福祉課)
- 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて、感染防止衣、医薬品、消毒薬等の備蓄計画の見直しを行う。(総務課、健康福祉課)

### (5) 社会生活の維持

流行の状況を踏まえて、市民に各種行事等の自粛協力の解除を行うとともに、市民生活についても平常時の体制に移行する。

#### ア 市民生活の安全・安心の確保

防犯・防災機能の状況を踏まえ、地域住民の防犯・防災活動を平常時の体制に移行させる。

#### イ 保育園、幼稚園、学校等の休園、休校の解除

流行状況を勘案し、保育園、幼稚園、学校等の保育、教育活動等の再開を行う。

#### ウ 在宅療養者(児童、高齢者、障がい者等)への支援

#### エ こころのケア対策

流行状況を勘案し、流行後のこころのケアについても対応する。

#### オ 遺体に対する適切な対応

火葬場の稼働については、新型インフルエンザによる死亡者を踏まえ、平常時の体制に戻す。また、遺体安置所においても、新型インフルエンザによる死亡者数を踏まえ、順次閉鎖していく。

## 【用語解説】

### ○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）

### ○ 感染症指定医療機関

感染症法に基づく特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

### ○ 感染症の定義及び類型

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。（例：エボラ出血熱、ペスト等）

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。（例：鳥インフルエンザ（H5N1）、急性灰白髄炎、ジフテリア等）

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。（例：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等）

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、A型肝炎、狂犬病等）

[五類感染症]：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く）、麻しん、梅毒等）

[新型インフルエンザ等感染症]：（新型インフルエンザ）新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症。（再興型インフルエンザ）かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長時間が経過しているものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症。

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準

じた対応の必要が生じた感染症。

### ○ クラスタサーベイランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

新型インフルエンザ対策においては、家族や病院等の施設、学校、職場、地域などの単位集団内で、3名以上の小集団（クラスター）感染が発生した場合に報告を受け、当該単位集団外へと感染が拡大することを防止することを目的とする。

### ○ 受入可能入院患者数

病床は、医療法によって、一般・療養・精神・感染症・結核に区分されている。入院患者は、基本的には、設置された病床数を超えて受け入れることができない。受入可能入院患者数とは、設置病床数から既入院患者数を除いた差となる。なお、感染症病床や結核病床は、院内感染等の感染拡大を防止する目的で、病室や病棟を外部に比べて陰圧とし、病原体の区域外への拡散を防止する陰圧病床とされている。そのため、新型インフルエンザ発生時には、これらの病床から、順に患者を受け入れていくことになる。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

### ○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。新型インフルエンザ対策においては、発熱と咳嗽や喀痰などの呼吸器症状を来した「インフルエンザ様患者」を把握する「外来受診時症候群サーベイランス」と、胸部レントゲン検査上肺炎像が認められた「肺炎患者」を把握する「肺炎患者症候群サーベイランス」等が想定されている。これら症候群サーベイランスは、PCR等の確定診断を待たないことから、新型インフルエンザの発生と流行を早期に発見することが期待されている。

### ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般的に、水禽を中心とした鳥類が保有し、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。このうち感染した鳥が死亡するなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。近年トリからヒトへ、インフルエンザウイルス（H5N1）の感染事例を認めるが、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどしたことが多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年その亜型がヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒトーヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

## ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥ーヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

## 【参考】 胎内市新型インフルエンザ資機材整備状況

平成21年1月15日現在

区 分	数 量
手袋(枚)	5, 0 0 0
サージカルマスク (枚)	5, 0 0 0
手洗い石鹸1k g (個)	1 0
手指消毒液3 0 0ml (個)	1 5 0
ウェットティッシュ (個)	4 5 0